

浜健介第 176 号  
令和5年 6 月 9 日

介護保険施設長 様  
指定短期入所生活介護事業所管理者 様  
指定短期入所療養介護事業所管理者 様

浜松市介護保険課長

## 入所者等における介護保険負担限度額認定の更新申請について(依頼)

日ごろ、介護保険事業につきましては、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設(地域密着型を含む)に入所されている方または短期入所サービスを利用されている方の介護保険負担限度額認定証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和5年8月以降に施設への入所(継続を含む)が見込まれる利用者または短期入所サービスの利用が見込まれる利用者については、介護保険負担限度額認定の更新申請をご支援いただきますよう、ご依頼申し上げます。

なお、令和5年5月31日付で現在負担限度額認定を受けている利用者の住所地あてに、本日勸奨通知をお送りいたしました。通知の内容につきましては、別紙のとおりですのでご承知おきください。

- ※ 明らかに要件に該当しない場合には、必ずしも申請をする必要はございません。
- ※ お問い合わせは、施設所在地の区役所長寿保険課(市外は本庁介護保険課)までお願いします。

中区役所	電話: 4 5 7 - 2 3 3 7	北区役所	電話: 5 2 3 - 2 8 6 3
東区役所	電話: 4 2 4 - 0 1 8 4	浜北区役所	電話: 5 8 5 - 1 1 2 2
西区役所	電話: 5 9 7 - 1 1 1 9	天竜区役所	電話: 9 2 2 - 0 0 6 5
南区役所	電話: 4 2 5 - 1 5 7 2	本庁介護保険課	電話: 4 5 7 - 2 8 6 2